

## 【様式第1号の2】 「実務研修」「再研修」後の新たな証交付

介護支援専門員証の有効期間満了後、一旦証を返納された方が介護支援専門員としての業務に従事するためには、再研修を修了し、新たに介護支援専門員証の交付を受ける必要がありますので、下記のとおり手続きを行ってください。また、既に「様式第1号の1」で登録のみされた方が、介護支援専門員証の交付を新たに受ける場合もこの様式で申請してください。

なお、証の有効期間を更新する際は、こちらの様式ではなく「様式第7号」です。

### 1 必要書類

	必要書類	留意点
①	様式第1号の2（介護支援専門員証交付申請書）	様式第7号（更新）ではありません。 誓約書の提出は不要です。
②	兵庫県収入証紙 [ <u>2,100</u> 円分]	兵庫県内の銀行等で販売しています。 ※郵便局で販売している <u>収入印紙ではありません。</u>
③	写真2枚	※縦3.0cm×横2.4cm、白黒・カラーどちらでも可 ※申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの ※コピー用紙印刷の写真不可 写真の裏面に氏名及び登録番号を記入してください。1枚は様式第1号に貼付。もう1枚は申請書左肩にテープ止めしてください。
④	再研修、実務研修の修了証明書コピー	原本ではなく、コピーを添付してください。

### 2 提出する際の諸注意

(1) 必要書類を兵庫県高齢政策課に提出し、それを当課が不備のないものとして受理した日が、新しい介護支援専門員証の交付日となります。（証発行までに2～3か月かかりますが、交付日から介護支援専門員として働けます。）

**※すぐに介護支援専門員としての業務に就かれる方は、申請書類に不備がないか、交付日を必ず兵庫県高齢政策課までメールでご確認ください。**


(2) 再研修修了後、介護支援専門員証の交付を受けずに5年が経過した場合には、再び再研修を修了しなければ交付申請を行うことができません。登録だけされた方の申請についても、登録後、5年が経過した後に交付申請を行う場合は再研修の受講が必要になります。

(3) 申請書提出時の郵便の種類は、特に指定していません。




3 チェックリスト（申請前に必ずご確認ください。）

	確認事項	チェック欄
(1)	必要書類①～④は全て揃っていますか。	
(2)	①の申請書について、記入漏れ、写真・収入証紙の貼付漏れはありませんか。（記入例参照）	
(3)	写真の裏面に氏名及び登録番号を記入していますか。	
(4)	兵庫県に登録している氏名・住所に変更がある場合、変更の届出をされていますか。 （住所の変更届をされていない場合、まず、 <b>電子申請</b> で様式第3号を申請してください。住所変更の電子申請が難しい方及び氏名に変更がある方は、郵送での申請で変更届を提出してください。）	
(5)	有効期間が満了した介護支援専門員証を所持されている場合、返納の届出をされていますか。 （届出をされていない場合、 <b>電子申請</b> による様式第8号の返納手続きを行わなければ新しい介護支援専門員証の発行はできません。）	

<提出先>  
 兵庫県福祉部高齢政策課 企画調整班  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
**※普通郵便でかまいません。**  
 メールアドレス：[koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)  
 ※右の二次元コードからお問い合わせできます。



【県メール二次元コード】

<p>&lt;住所変更・返納の<b>電子申請</b>&gt;</p> <p>右の二次元コードから申請できます。</p>  <p style="text-align: center;">【電子申請二次元コード】</p>	<p>&lt;兵庫県ホームページ&gt;</p> <p>介護支援専門員に関する重要なお知らせを掲載していますので、定期的に確認をお願いします。</p> <p>右の二次元コードからチェック！</p>   <p style="text-align: center;">【兵庫県ホームページ二次元コード】</p>
---	---